



2019年4月24日

各位

会社名 株式会社バルカー
代表者名 代表取締役社長 瀧澤 利一
(コード番号: 7995 東証一部)
問合せ先 IR室長 遠藤 浩志郎
電話 03-5434-7372

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止） 及び定款の一部変更について

当社は、2006年4月28日開催の取締役会において「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を導入し、2007年6月20日開催の第107期定時株主総会において、株主の皆さまからご承認をいただきました。それ以降、その有効期間が満了する2年毎に定時株主総会において、それぞれ本対応方針の継続についてご承認いただき、現在に至っております（以下、2017年6月21日開催の定時株主総会において継続更新した本対応方針を「本プラン」といいます。）。

本プランの有効期間は、2019年6月20日に開催予定の定時株主総会終結の時までであることから、本プランの継続の是非について慎重に検討してまいりました。その結果、本日開催の取締役会において、本プランを継続しないこと及び同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、「定款一部変更の件」につきましては、同定時株主総会をもって正式に決定いたします。

記

1. 本プランの廃止

当社は、企業価値・株主価値向上の観点から、本プランを導入し、継続してまいりました。

しかしながら、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆さまのご意見や買収防衛策を巡る近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化を注視しつつ、慎重に検討した結果、有効期間が満了する2019年6月20日に開催予定の定時株主総会終結の時をもって本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの有効期間満了後も、引き続き企業価値・株主価値向上に向けた取組を進めるとともに、当社株式について、大量取得行為を行い又は行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を、株主の皆さまが適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

本プランを継続しないことといたしますので、定款第18条を削除し、条数の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<u>(買収防衛策の決定)</u> <u>第 18 条 当社は、株主総会において大規模買付行為への対応方針を決定する。</u> <u>2 前項の決議は出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u>	<削除>
第 <u>19</u> 条～第 <u>36</u> 条 <条文の記載省略>	第 <u>18</u> 条～第 <u>35</u> 条 <条数を繰り上げ>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2019年6月20日

定款変更の効力発生予定日 2019年6月20日

以上